

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和5年3月7日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時57分

出席者 委 員 委員長 白石 幹 男
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 内 海 まさかず
青 木 一 男 松 本 喜 一 梅 澤 米 満
議 長 中 島 克 訓
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹
森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 針 谷 育 造
古 沢 ちい子 大 谷 好 一 坂 東 一 敏
小 久 保 かおる 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明
氏 家 晃 福 富 善 明 福 田 裕 司
大 阿 久 岩 人 小 堀 良 江 関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局 長 白 井 一 之 議事課 長 森 下 義 浩
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	瀬下昌宏
保健福祉部長	首長正博
子ども未来部長	石川いづみ
生活環境部副部長兼 市民生活課長	田嶋律子
保険年金課長	島田林治
環境課長	福田欽也
クリーン推進課長	糸井孝王
福祉総務課長	田中典行
障がい福祉課長	廣田智之
高齢介護課長	寺内均
地域包括ケア推進課長	江面健太郎
健康増進課長	白石孝江
健康増進課主幹	飯島彰
健康増進課新型コロナウイルス ウィルス感染症対策室長	佐藤正実
子育て支援課長	神長利之
子育て支援課主幹	松本佳久
保育課長	渡辺健一

令和5年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和5年3月7日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第25号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第26号 栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第27号 栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第28号 栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 5 議案第29号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第30号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第31号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 9 議案第48号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 佐野地区衛生施設組合理約の変更について
- 日程第11 議案第39号 佐野地区衛生施設組合の解散について
- 日程第12 議案第40号 佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第13 議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）（所管関係部分）
- 日程第14 議案第12号 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第15号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（白石幹男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（白石幹男君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（白石幹男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第25号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第25号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は16、17ページ、議案説明書は20ページから23ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の20ページをお開きください。提案理由であります、健康保険法施行令の一部改正に準じて所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります、出産育児一時金の額を改めるものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、22、23ページをお開きください。

栃木市国民健康保険条例第8条は、出産育児一時金の規定であります。第1項中のアンダーライン箇所、40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の16ページをお開きください。議案書16ページが制定文、17ページが改正文になります。改正の内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次の17ページ中段の附則についてですが、本条例は令和5年4月1日から施行するというものがあります。

また、改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 出産に係る費用が増えるというか、補助も増えるということなのですが、大体何人ぐらい今栃木市内で被保険者の家庭から生まれているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 出産育児一時金の支給状況でよろしいでしょうか。令和2年度が88件で3,676万9,065円、令和3年度が87件で3,642万690円ということで、令和4年度、令和5年1月末現在で58件、2,430万140円の支出となっているような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国民健康保険に入っている方の出産というのは近年も変わらないということよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 若干ですが、減少しているような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 40万円から48万円ということで、2割も上がるのですけれども、これは出産費用自体が現在は上がっていると、そういうふうな認識でよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 今回引上げにつきましては、昨年12月の厚労省の社会保障審議会医療保険部会において、出産費用が全国的に高いということで、それに合わせて引き上げましょうというようなことで今回の改正がされたような状況でございます。分娩費が、ではどのぐらいかかっているかということなのですが、全国平均で厚労省が公表している数字なのですが、令和2年度の部屋料を除いた数字なのですが、全国平均で45万2,288円というような状況でございます。

まして、栃木県の平均ですと46万8,764円というような数字が出ておりますので、今回引上げを行えば費用的には賄えるのかなというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 確認なのですが、これは国の施策に関連して引き上げるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 国のほうの法律といたしますか、法律に基づいて健康保険法も施行令が改正するということですので、国の方針ということで今回変えるということでございます。

○委員長（白石幹男君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） それで、8万円上がるということですけども、市の単独の財政作用というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 出産育児一時金の今回増額分といたしますか、出産育児一時金につきましては3分の2が地方交付税で本来措置されております。今回引上げに伴いまして、令和5年度におきましては国のほうで1件当たり5,000円を追加補助するというような状況になっております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと確認なのですが、私の認識ではメディア等は42万円から50万円に上がるというふうに聞いております。そこに多分産科医療補償制度というのがあるかと思うのですが、これは普通分娩ではない場合での補償に対する金額かと思うのですが、内容的なものを教えていただきたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 産科医療補償制度につきましては、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報提供をすることなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的として分娩費を取り扱う病院、診療所等が加入する制度で、2009年に創設されたものでありまして、1分娩当たりの保険料が1万2,000円、脳性麻痺となった乳児に補償金3,000万円が支払われるような補償制度でございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、実質それを加算されると48万円ですから、50万円ということ

でよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この出産育児一時金、ちょっと制度が違うから乗せないのかもしれないですけども、その産科医療補償制度を乗せた金額ではないという意味合いというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） すみません、もう一回質問をお願いできますか。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 産科医療補償制度の1万2,000円を加算した金額は乗せていないですよ。

引いた金額が乗っているわけですけども、なぜその金額なのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） 1万2,000円につきましては、国保条例第8条のただし書の規定に定められておまして、1万2,000円につきましては、国民健康保険規則第47条の2出産育児一時金の支給の特例の中に栃木市国民健康保険条例第8条第1項ただし書の規定に基づき1万2,000円を加算するというふうに規則のほうで定めております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちくだ

さい。

〔執行部退席〕

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第2、議案第26号 栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第26号 栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正する条例の制定につきご説明を申し上げます。

議案書は18ページ、議案説明書は24ページでございます。

それでは、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の24ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市西方ふれあいプラザを廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市西方ふれあいプラザ及び西方さくらホーム条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は、地方自治法第96条第1項第1号、地方公共団体の議会は条例を設け、または改廃することについて事件を議決しなければならないとされていることによります。

続きまして、改正内容について新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、議案説明書26、27ページを御覧ください。

改正内容につきましては、第1条中「栃木市西方ふれあいプラザ及び」を削り、「栃木市ふれあいプラザ等」を「西方さくらホーム」に改めるものです。

第2条につきましては、栃木市西方ふれあいプラザ名称及び位置を削除するものであります。

第3条以降につきましては、「西方ふれあいプラザ等」を「西方さくらホーム」に改めるものです。以降全ての条項がそのような「西方ふれあいプラザ等」を「西方さくらホーム」に改めるものとなっております。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第3、議案第27号 栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました、議案第27号 栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は20ページから21ページまで、議案説明書は30ページから33ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の30ページを御覧ください。提案理由であります、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要ですが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、栃木市認定西方なかよしこども園条例及び栃木市子ども・子育て会議条例に係る引用条項を改めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の32、33ページを御覧ください。今回の改正内容につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部改正につきましては、第4条の園児に係る規定が、栃

木市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、第1条の設置及び第2条の所掌事務に係る規定がそれぞれ条項ずれとなってしまうことから、引用条項を改めるものであります。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の20ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になりますので、説明を省略させていただきます。

次の21ページ、改め文の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

なお、21ページ下段の附則でございますが、この条例につきましては、法律が施行される令和5年4月1日から適用するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第4、議案第28号 栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第28号 栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は22ページから23ページ、議案説明書は34ページから37ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の34ページを御覧ください。提案理由であります、学童保育の実施時間を延長することができる範囲を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、実施時間の延長に係る規定を改めることであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、36ページと37ページを御覧ください。36ページの現行欄、学童保育の実施時間ですが、1時間を超えない範囲で実施時間を延長することができる旨規定されておりますが、夏休みなどの小学校の長期休業中に午前7時30分から午前8時までの早朝学童保育と、午後6時から午後7時までの延長学童保育の両方を利用した場合、朝と夕方の合計では1時間30分となることから、実施時間を延長することができる範囲を37ページの改正案のとおり2時間に改めるものであります。

次に、議案書についてご説明させていただきますので、議案書の22ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の23ページ、改め文の内容は新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 保護者にとっては大変ありがたい施策だと思っておりますけれども、事業者の対応なのですけれども、これ改正することによって市内の事業者はどういうふうな対応をする見込みだと考えていますか。

○委員長（白石幹男君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） この改正では、今の延長の時間が延びるというわけではなくて、実際平成28年度の夏休みから早朝の学童保育はもう実施しております。夏休みを取ると、朝と夕方、先ほどの説明と同じなのですが、1時間半になってしまうということなのですけれども、その条例の規定が1時間ということで、そこが一致してこなかったということで、延長できる範囲を1時間半というふうに合わせていたのですけれども、総務課とも相談しまして2時間を超えない範囲という形で今回改めて規定させていただいたという状況で、実施時間については今と変わりはございません。

ん。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 長期休暇の実態に即して改正するという事なのですね、分かりました。日常はそんなに変わらないということの認識でよろしいですか。

○委員長（白石幹男君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） 実施時間については、現在と変わらないということでございます。

○委員長（白石幹男君） そのほかありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 制度の背景のほうは分かったのですが、他の自治体というのとはどのような運用をされているのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） この改正に当たりまして、近隣の自治体も調べました。基本的には表現の仕方はまちまちなのですが、例えば夏休みですと朝7時半から夕方の7時までというような、おおむね大体そのような実施時間になっております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まで早朝から預けて延長までされていた方が結構いらっしゃるという状況でよろしいのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） それにつきましては、ちょっと調べてみまして、今年度は朝と夕方、申請されていた方が219名ほどいらっしゃいました。これは全体からの率にしますと16%ぐらい。これは実際に申請をしている方なので、利用になりますと1割ぐらいになってしまうのかなというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第28号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第29号～議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第5、議案第29号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第30号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7、議案第31号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件につきましては、関連がありますので一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第29号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国の2つの基準であります児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、栃木市の関連する条例を改正するものでありますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第29号につきましては、議案書は24ページから27ページ、議案説明書は38ページから43ページ、議案第30号につきましては、議案書は28ページから33ページ、議案説明書は44ページから53ページ、議案第31号につきましては、議案書は34ページから41ページ、議案説明書は54ページから79ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきます。議案説明書の38、44、54ページ。提案理由であります、児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定等に係る規定を加えること、衛生管理等に係る規定、職員に関する経過措置及び保育所における看護師等の配置を改めることであります。

改正の内容につきましては、議案第30号を基に46ページから53ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、46、47ページを御覧ください。第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止ですが、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のあった、親権者の懲戒権に係る民法第822条が削除されました。今回改正する基準にも同様の規定がありましたことから、それらについて削除するものであり、議案第30号、議案第31号の条例から削除するものであります。

次に、第8条、安全計画の策定等ですが、幼稚園や認定こども園においては学校保健安全法により、安全計画の策定が義務づけられておりますが、保育所を含む児童福祉施設等については、安全計画の策定をはじめとする児童の安全の確保に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置づけられていないため、児童福祉施設においても安全計画の策定に係る規定を加える改正が行われたことから、計画の策定及び計画に必要な措置を講じること、計画を周知すること、訓練を実施すること及び必要に応じて計画を変更する旨の同様の規定を議案第29号、議案第30号、議案第31号の条例に加えるものであります。

48、49ページを御覧ください。第9条、自動車を運行する場合の所在の確認ですが、令和4年9月、県外の認定こども園において、送迎バスに園児が置き去りにされ、亡くなるという痛ましい事故等を受け、事業者が児童の送迎及び施設外での活動のため、移動等のために自動車を運行する場合、点呼等による子供の所在を確認することが義務づけられたことに伴い、規定を議案第29号、議案第30号、議案第31号の条例に加えるものであります。

また、第2項につきまして、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーなどの安全装置の設置を義務づける規定を議案第30号、議案第31号の条例に加えるものであります。

次に、第12条、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準ですが、各施設に特有の設備や入所している者の保護に直接従事する職員については、併設する施設の設備、職員を兼ねることができないこととされておりましたが、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とするため、ただし書を削除して、保育所及び家庭的保育事業所等については、他の社会福祉施設を併設する際に特有の設備、専従の人員についても共有できる旨の規定を議案第30号につきましては備考として加えるものであり、議案第31号につきましては、「その行う保育に支障がない場合に限り」という文言を加えるものであります。

次に、第14条、業務継続計画の策定等ですが、障がい児入所施設や児童発達支援センターに関し

ては業務継続計画の策定について既に義務づけられておりますが、児童福祉施設等については感染症等に関するものだけでなく、災害に関する基準が位置づけられておらず、児童福祉施設等に対しても業務継続計画の策定が努力義務とされたことから、計画の策定及び計画に必要な措置を講じること、計画を周知すること、訓練を実施すること及び必要に応じて計画を変更する旨の規定を議案第29号、議案第30号の条例に加えるものであります。

50、51ページを御覧ください。第17条、衛生管理等ですが、業務継続計画の策定でご説明いたしましたように児童福祉施設等においては感染症等に関する措置の具体的な規定がありませんでした。そのため、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施する努力義務規定を整備するため、議案第29号、議案第30号、議案第31号の条例を改めるものであります。

続きまして、個別の改正部分がございますので、ご説明をさせていただきます。議案第29号、42、43ページを御覧ください。附則の職員に関する経過措置ですが、条例第10条第3項では、学童保育支援員の資格要件について、県の研修修了者となっております。この規定の適用については、令和5年3月31日までは研修修了予定者も修了者とみなすという、いわゆるみなし規定であります。この適用期間について、43ページの改正案のとおり令和8年3月31日まで延長するというものであります。

議案第30号、50ページから53ページを御覧ください。保育所における看護師等の配置ですが、現在乳児を預かる施設では、乳児3人につき1人の保育士の配置が必要でありまして、乳児が4人いる施設では保育士を2人配置する必要があります。4人以上の乳児を預かる施設では、2人の保育士の1人を看護師等とし、保育士を配置していることとみなすことができる規定となっております。しかしながら、乳児が1人退所してしまうと、4人以上乳児を預かる施設という要件を満たさなくなることから、看護師等を配置できなくなり、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され、不安定となってしまいます。そのため、同一空間、つまり同一保育室において保育士、看護師等の相互のフォローアップ体制を確保し、保育を行うこと、看護師等が一定の基準を満たす乳児保育に係る研修を受講するなど、乳児保育に関する知識、経験を有する場合は、看護師等が1人で3人の乳児を保育することができるようにするものであります。

次に、議案書についてご説明させていただきますので、議案書の24、28、34ページを御覧ください。こちらは条例の制定文であります。

次の25、26ページ、29から32ページ、35から41ページ、改め文の内容は新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

次の27、32、33、41ページ、附則でございますが、第1条の懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定につきましては公布の日から、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行し、自

動車を運行する場合の所在の確認等の第2項におきましては、安全計画の策定等の適用について、令和6年3月31日までの間努力義務とするという経過措置期間を設けるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 幾つかあるのですけれども、車のことに関して、送迎ですよね。これというのは事故があったということで厳しくなるのだろうなと思うのですが、これに対する財政的な支援とかというのは、現在栃木市ではあるのですか。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今定例会最終日に補正予算を上げる予定で考えておりますが、具体的に申し上げますと、国の国庫補助がございまして、保育所等につきましては1台当たり17万5,000円、10分の10の補助が受けられます。また、学童保育につきましては対象車両1台当たり8万8,000円の国庫補助が受けられるというふうな内容でございまして、それぞれこの後、議員研究会及び議会最終日で議案、補正予算を上程するふうなことで予定させていただいております。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） あと業務継続計画、BCPと書いてあるやつですけれども、これを各施設に全部にきなさい、つくっているところもあるのでしょうかけれども、というのもこれも結構小さなところだと負担になると思うのですけれども、そのことについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 業務継続計画の策定につきましては、努力義務というふうになっております。対象施設が保育所とか児童館、いわゆる児童福祉施設及び放課後児童保育施設等でございますが、あくまでも努力義務でございますので、事業者等が負担にならないような形で進めていただくということをお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そうですね、時間的にも短いとか、そういうふうになってくるとあまりつくらなければいけないものではないよなというふうには感じていました。努力義務ということでですね。

あと、議案第29号、30号、31号と放課後児童健全育成事業、学童のことなのでしょうけれども、あと栃木市児童福祉施設、家庭的保育事業、これがそれぞれ対象事業者が何法人あるのか分かりませんでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 児童福祉施設につきましては、保育所及び認定こども園、あと19人以下の園児を預かる小規模保育施設、合わせまして37施設でございます。

○委員長（白石幹男君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） 学童保育の民間の事業所につきましては、新年度で対象になるのが9事業所になります。また、児童館の民間事業者につきましては1か所でございます。

○保育課長（渡辺健一君） 家庭的保育事業等について申し上げるの忘れてしまいました。家庭的保育事業につきましては先ほど小規模保育施設で申し上げたのですが、大きく分けて5つの事業が対象になります。家庭的保育事業1つ目、2つ目として小規模保育事業、あと居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4つに分類分けされるのですが、栃木市におきましては該当施設は2番目に申し上げた小規模保育事業、この施設が市内に4施設ございます。具体的には、ちびっこランドイオン栃木園とか、きらら保育園栃木大宮、うずま保育園、とちぎメリーランド保育園でございます。また、居宅訪問型保育事業、これについては該当なくて、あと最後の事業所内保育事業につきましては市内に9施設ございまして、院内保育施設というものがございまして、いわゆる病院に併設されている保育施設でございますが、こちらが3施設ございまして、とちぎメディカルセンターとちのき、とちぎメディカルセンターしもつが、あと西方病院内のすこやか保育所、この3施設が院内保育施設でございます。あと、その他事業所内施設ということで、いわゆる事業所、両毛ヤクルトさんですとか、滝沢ハムさんですとか、そういった施設、あとふれあいコープさんですね、こちらが6施設ございますので、事業所内保育事業施設は市内で9施設ということで、これらが家庭的保育事業に該当します。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、一番初めの保育所や認定こども園、小規模保育事業所ということで37と言ったのですけれども、初めのほうが30施設で、あと事業所内と小規模で7施設なのかな、そこをもう一度お願いします。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 先ほど児童福祉施設の中で保育所及び認定こども園、小規模保育施設と申し上げたのですが、小規模保育施設4施設がダブルで計上してしまいましたので、改めてになりますが、保育所と認定こども園合わせて33施設でございます。市内においては33施設。それで、小規模保育施設4施設は、こちらの家庭的保育事業等に入ります。その点だけ訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（白石幹男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第29号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第8、議案第32号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） ただいまご上程いただきました議案第32号 栃木市特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、80から109ページを御覧願います。提案理由であります。子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等により、子ども・子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきましては、条例改正新旧対照表により説明させていただきますので、82、83ページを御覧ください。第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定につきましては、先ほどの議案説明と同様の理由により削るものであります。82から107ページを御覧ください。第4条、第6条、第7条、第8条、第13条、第20条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条及び第52条につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

94から101ページを御覧ください。第37条及び第42条につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

88、89ページを御覧ください。第15条につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

続きまして、議案書についてご説明させていただきますので、42ページを御覧ください。こちらは、条例の制定文であります。

43から47ページを御覧ください。改め文でありまして、改正の内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則でございますが、第1条の懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定につきましては、公布の日から、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 対象施設というものは何施設ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 市内の認定こども園等でございます。18施設になるかと思えます。あと保育所がありますので、保育所15施設と認定こども園18施設の33施設。あと、小規模保育施設4

施設で、やはりこれも37施設でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 特定とつくから、特定の方という形になるかと思うのですけれども、これというのは今までの議案第29号から議案第30号の間と何かが違うというものなのですか。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 特定教育というのは、いわゆる認定こども園における幼稚園部門を運営しているところ、特定教育というのは幼稚園のことを指すのです、幼稚園部門を。なので、特定教育。それで、もう一方の保育というのはいわゆる保育施設ですね、そういう区分けになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までの議案第29号、議案第30号、議案第31号とは、これは全く関係ないということですか。

○委員長（白石幹男君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 関連はあるのですけれども、それぞれ定義している中身が違うといえますか、細かいところはちょっと申し上げられないのですけれども、すみません。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第9、議案第48号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田嶋生活環境部副部長兼市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） おはようございます。

ただいまご上程いただきました議案第48号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は、追加議案書であります。また、議案説明書は3ページから5ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の3ページを御覧ください。議案第48号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの電子署名の機能をスマートフォンに搭載し、コンビニの多機能端末機で証明書の発行が可能となることから、印鑑証明書の発行に対応できるよう所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を改めるというものと併せて字句の整理を行うものでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが4ページ、5ページを御覧ください。4ページの現行の4行目、「をいう。以下」の部分ですが、個人番号カードを印鑑登録証として使用することの字句の整理をしております。

現行の11行目、「個人番号カードによる印鑑登録証」の部分ですが、スマートフォン等の移動端末設備を利用してコンビニ等で設置された多機能端末機で印鑑証明書を発行することが可能となる移動端末設備の表記を追加しまして、5ページの改正案のとおりとするものでございます。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、議案書2ページを御覧ください。条例の制定文につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

附則でございますが、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第48号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（白石幹男君） なお、委員の皆様申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時08分）

○委員長（白石幹男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎議案第38号～議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第10、議案第38号 佐野地区衛生施設組合格約の変更について、日程第11、議案第39号 佐野地区衛生施設組合の解散について及び日程第12、議案第40号 佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分についての議案3件につきましては関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 環境課の福田です。よろしく申し上げます。

ただいまご上程をいただきました議案第38号 佐野地区衛生施設組合格約の変更について、議案

第39号 佐野地区衛生施設組合の解散について、議案第40号 佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてをご説明申し上げます。

議案書は63ページから74ページ、議案説明書は155ページから161ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明させていただきますので、議案説明書の155ページを御覧いただきたいと思えます。まず、議案第38号の提案理由でございます。佐野地区衛生施設組合は、解散に伴う事務の承継についての定めがないことから、これを定めるものであります。

参照条文につきましては、156ページの地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることによります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが158ページ、159ページを御覧ください。第5章、解散に伴う事務の承継といたしまして、第15条、組合の解散に伴う事務の承継については、組織市の協議によりこれを定めるを追加するものであります。

次に、議案第39号の提案理由でございます。160ページを御覧ください。令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合を解散することについて、佐野市と協議することの議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

次に、議案第40号の提案理由でございます。161ページを御覧ください。佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分については、佐野市と協議することについて議会の議決をいただきたいというものであります。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

以上が提案理由となります。

続きまして、議案書によりましてご説明させていただきます。議案第38号でございますが、議案書の63ページ、64ページになります。63ページにつきましては、提案理由でご説明したとおり、規約の変更について佐野市と協議を行いたいとするものであります。

64ページの規約の制定文につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

施行日であります。知事の許可があった日から施行することとしております。

議案第39号でございます。議案書の65ページ、66ページになります。内容につきましては、提案理由でご説明したとおり、解散することを佐野市と協議することについて議会の議決をいただきたいとするものであります。

議案第40号でございます。議案書の67ページから74ページになります。67ページを御覧ください。内容につきましては、提案理由でご説明したとおり佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分を佐野市と協議することについて議会の議決をいただきたいとするものであります。

68ページを御覧いただきたいと思います。佐野地区衛生センターについてであります、1の(1)、アといたしまして、衛生センターの敷地及び建物については持分を佐野市、100分の70.87、栃木市、100分の29.13とする共有名義といたします。

イといたしまして、衛生センターへの進入路として所有していた土地につきましては、佐野市の所有といたします。

(2)の佐野斎場につきましては、土地建物を佐野市の所有といたします。

(3)、葛生火葬場についての土地建物を佐野市の所有といたします。

2、物品につきましては、全て耐用年数を経過していることから、佐野市の所有といたします。

3、財政調整基金につきましては、令和5年9月30日の残高を、それぞれ負担金納付割合で受け取るようになります。佐野地区衛生センターにつきましては、佐野市が100分の70.87、栃木市が100分の29.13、佐野斎場につきましては、佐野市が100分の68.40、栃木市が100分の31.60。葛生火葬場については、佐野市が100分の99.72、栃木市が100分の0.28の割合となります。

4につきましては、衛生センターの建物を取り壊し、土地整地をするときは1でご説明した割合によりまして負担をするということになります。

5につきましては、佐野地区衛生センターへの搬入路と佐野斎場の土地建物の割合を合わせまして3,873万1,633円を受け取るというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 組合を解散するということなのですからけれども、そのきっかけというのは栃木市が斎場を、運用を始めるということで解散するということでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） そのとおりでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） し尿のほうも受け入れてもらっているというか、受け入れてはいますが、その扱いというものはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 解散しましても当面の間、2地域のし尿処理は佐野地区衛生センターにおいて行ってもらおうということになります。事務委託で処理をしていただくということでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までは組合で自分たちでやっていたのですけれども、それがなくなる

ことによって栃木市に与える財政的な影響というものはどんなものがあるのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 組合が解散いたしますので、それまで組合に支払っていた負担金、これはし尿の場合ですと、し尿の処理費のほかに議会費ですとか、そういった組合の費用が入っていたわけですが、今度事務委託方式でやるということになりますと、議会費等が削減されて処理費だけということになります。

以上です。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 議案書の69ページの4の部分で、共用する建物を除去しとかってあるのですけれども、これは組合が解散したからといって斎場も衛生センターも取り壊すわけではないと思うのですけれども、これから先にこういうことがあったら栃木市がその解体費を出すという解釈でよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） し尿処理の場合、岩舟地区と藤岡地区の地域のし尿を委託で処理していただくということになりますので、共同処理の方式が組合方式から委託の方式に変わることになるので、今回の解散に当たって佐野地区衛生センターの土地建物をそれぞれ共有で持ち合うことになります。将来その建物が不要になった際に除却をしなくてはならないということになるわけですが、そちらの取壊しの費用等を負担割合で負担して取り壊すということになります。その際は、もちろん栃木市の岩舟、藤岡分の処理を本市で行えるようになってきているかと思えます。ですので、佐野地区と共同で持ち合う必要がないということになりますので、その時点で全て清算すると。土地も清算してというような形になるかと思えます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちょっとすっきりしない部分があって、土地建物は清算してしまえばもう業務委託だけで済むのではないのかなと思うのですけれども、将来に自分のもの、そうか、これは自分のものなのですね、共有で持つからね。では、そういうふうに全てここで清算しますよという方向にはならなかったのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） し尿については、共同処理は委託という形で続いていきますので、ここで清算ということにはならず、特に施設につきましては隣にあります下水処理のほうと共同処理が始まっています、今現時点ではほぼ使わない施設等もある状況でございますので、その辺のまだ一部で稼働しているということで、そこで使っていないものを除却して、では清算というわけにもいきませんので、将来施設自体が全て使う必要がなくなって、更新する時点でそれぞれ清算しましょうというような形になりました。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その間維持管理が必要になってくるのですけれども、その部分に関してはもう払わない、処理費の中に入っているみたいなイメージで、プラス処理費以外のものが栃木市から出ていくということはないのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 基本、処理費負担ということで負担をしていくわけなのですが、突発的な機器の故障というのですか、使えなくなって新たにまた機械を導入しなくてはならないというようなことがあれば、その辺の機器の費用というのも負担しなくてはならなくなる場合もあるかとは思いますが、通常突発的な機器の故障とか、そういうことがなければ処理費だけの負担というふうになるかと思えます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第38号 佐野地区衛生施設組合同規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 佐野地区衛生施設組合の解散についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号 佐野地区衛生施設組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第13、議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） ただいまご上程をいただきました議案第11号 令和4年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

それでは、歳出補正予算につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の72、73ページをお開きください。2款1項16目諸費、補正額4,952万9,000円の増額であります。74、75ページをお開きください。説明欄の国県支出金返還金（健康増進課）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び同接種体制確保事業国庫補助金の精算に伴い、補助額が確定し、受入れ済みの負担金等に返還金が生じたため、増額補正するものであります。

続きまして、80、81ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額2億4,669万2,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の共済費について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、額の確定に伴い減額補正をするものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でありまして、額の確定に伴い減額補正するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の療養給付費負担金でありまして、額の確定に伴い減額補正をするものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金及び地域福祉基金利子の減額、社会福祉振興寄附金の増額による差引きにより、地域福祉基金積立金を増額補正するものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額3,856万8,000円の減額であります。説明欄の社会福祉施設整備費補助金につきましては、補助金交付を予定していた法人がグループホームの整備を断念したこと

に伴い、交付がなかったことから減額補正するものであります。

次の特定疾患者介護手当支給費につきましては、特定疾患者またはその介護者に月額3,000円の手当を支給する特定疾患者介護手当の対象人数が当初の見込みを上回って推移していることから増額補正するものであります。

次の特別障がい者手当等給付事業費につきましては、身体または精神に重度の障がい者が重複してある障がい者に支給する特別障がい者手当等の対象人数が、当初の見込みより下回って推移していることなどから減額補正をするものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、障害者自立支援法に基づく自立支援給付等の利用が当初の見込みを下回って推移していることから減額補正をするものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、移動支援や日中一時支援、訪問入浴サービスの利用が当初の見込みを下回って推移していることから減額補正をするものであります。

次の障がい者相談支援事業費につきましては、なすびの里より出向した相談支援専門員1名について、体調不良に伴い年度途中に出向契約が解除となったことから減額補正をするものであります。

次に、3目高齢福祉費、補正額2億1,580万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与等について不用額が見込まれるため減額補正をするものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正をするものでありますので、以後の説明は省略をさせていただきます。

次の介護保険特別会計繰出金は、職員人件費及び地域支援事業の減額に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額補正するものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、防災改修等工事について国における協議の結果、1施設分が不採択となったこと、また地域密着型特別養護老人ホームについて年度内の整備完了が困難であることに伴い、支出が見込まれないことから減額補正をするものであります。

次の介護施設等感染症対策事業費補助金（高齢介護課）につきましては、令和4年12月までの交付申請状況及び未申請の対象施設における令和5年1月以降の交付申請見込額等に係る調査の結果から不用と見込まれる分を減額補正をするものであります。

次の配食サービス事業費につきましては、事業の利用が当初の見込みを上回ることから委託料を増額補正するものであります。

次のはつらつセンター委託事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規にはつらつセンターを設立する自治会が当初の見込みよりも少なかったほか、前年度限りではつらつセンターを休止する自治会があったため委託料を減額補正するものであります。

次に、82、83ページを御覧ください。3款2項1目児童福祉総務費、補正額2億9,313万7,000円の減額であります。説明欄の学童保育事業費につきましては、令和5年4月1日より学童保育事業の業務委託を開始予定の学童保育事業者に対して、子ども・子育て支援交付金交付要綱の放課後子

ども環境整備事業により、施設改修費の一部を補助するため増額補正をするものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、子ども未来基金への寄附金及びふるさと応援寄附金を基金に積立てするため増額補正をするものであります。

次の子どものための教育・保育給付費につきましては、認定こども園等への給付額の算定基準となる公定価格が見込みを下回ったため、減額補正をするものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育補助者の雇用強化事業が当初の見込みより増加したことと、国の第2次補正予算において業務のICT化の機器導入のための補助事業が実施されることとなったため増額補正をするものであります。

次の旧大平南第2保育園解体事業費につきましては、令和4年12月に園舎等の解体工事が完了し、当初の想定よりも低廉な価格で工事を行うことができたため、その残額を減額補正するものであります。

次に、2目児童措置費、補正額9,950万円の減額であります。説明欄の児童扶養手当支給費につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため減額補正をするものであります。

次の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費及びその次の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費（拡大給付）につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、補助金に不用額が生じる見込みのため減額補正をするものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額723万1,000円の減額であります。説明欄の母子・父子自立支援事業費につきましては、給付金受給者が当初見込みを下回り、扶助費に不用額が生じる見込みのため減額補正をするものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、施設利用者が当初の見込みを下回り、委託料に不用額が生じる見込みのため減額補正をするものであります。

次に、5目保育所費3,700万円の減額であります。説明欄の保育所共通管理運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止になった遠足で使用予定であったバスの借上料を減額補正するものであります。

続きまして、88、89ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額399万6,000円の減額であります。説明欄の病院等物価高騰対策補助金につきましては、物価高騰対策として市内の病院等へ食材費の一部補助を予定しておりましたが、県において栃木県医療機関等物価高騰対策支援金を創設したため、当初予定していた食材費補助に代えて栃木市病院等電気料等高騰対策事業費補助金を実施することとしたことに伴い、不用額が見込まれることから減額補正をするものであります。

次に、2目予防費、補正額1億9,032万4,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金を含む新型コロナウイルス感染症対策

基金への寄附額が当初見込額を上回ったことから、増額補正するものであります。

次に、3目環境衛生費、補正額1億5,057万8,000円の増額であります。説明欄2つ目、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、エネルギー使用量管理業務委託において入札を実施した結果、不用額が生じたことから減額補正をするものであります。

次の墓園管理基金積立金につきましては、その年度の永代使用料の総額及び預金利子は墓園管理基金条例に基づき、基金に積み立てる必要があるため増額補正をするものであります。

次に、90、91ページをお開きください。4款2項3目塵芥処理費、補正額7,886万1,000円の減額であります。説明欄のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、とちぎクリーンプラザにおけるごみ処理経費になりますが、ごみ搬入量が減少していること、エコスラグの需要の回復などにより、管理運営委託料及び最終処分委託料を減額補正するものであります。

歳出部分につきましては、以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 田嶋生活環境部副部長兼市民生活課長。

○生活環境部副部長兼市民生活課長（田嶋律子君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、補正予算書50、51ページをお開きください。

13款1項1目民生費負担金であります。1節社会福祉費負担金の説明欄、配食サービス負担金につきましては、事業の増額に伴い、負担金を増額補正するものであります。

52、53ページをお開きください。14款1項3目衛生使用料であります。1節保健衛生使用料の説明欄、墓園永代使用料につきましては、新区画墓地の供用開始に伴い、墓園永代使用料を増額補正するものであります。

次の14款2項3目衛生手数料であります。2節清掃手数料の説明欄、廃棄物処理手数料につきましては、とちぎクリーンプラザに直接搬入する事業系ごみなどに対して徴収する廃棄物処理手数料がごみ搬入量の減少に伴い、減額補正するものであります。

次の15款1項1目民生費国庫負担金であります。1節社会福祉費負担金の説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、額の改定に伴い、減額補正するものであります。

次の説明欄、特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫負担金を減額補正するものであります。

次の説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましても事業費の減額に伴い、国庫負担金を減額補正するものであります。

次の2節児童福祉費負担金の説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費の減額に伴い、国庫負担金を減額補正するものであります。

次の説明欄、児童扶養手当給付費負担金につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回り、扶助費の支出額が減額となる見込みのため減額補正するものであります。

15款2項2目民生費国庫補助金であります。1節社会福祉費補助金の説明欄、地域生活支援事業

費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

次の説明欄、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、防災改修等工事を行うことを希望した介護サービス事業所2施設のうち、国における協議の結果、不採択となった1施設について減額補正するものであります。

次の説明欄、重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料及び職員課所管の職員人件費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

54、55ページをお開きください。2節児童福祉費補助金の説明欄、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子自立支援給付金の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

次の説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業費の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

次の説明欄、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回り、補助金の支出額が減額となる見込みのため減額補正するものであります。

次の説明欄、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育士宿舍借り上げ事業の実施が当初の見込みより少なかったため減額補正するものであります。

次の説明欄、子どものための教育・保育給付交付金につきましては、子どものための教育・保育給付費の減額に伴い、交付額を減額補正するものであります。

56、57ページをお開きください。16款1項1目民生費県負担金であります。1節社会福祉費負担金の説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、額の改定に伴い、減額補正するものであります。

次の説明欄、後期高齢者医療基盤安定負担金につきましても額の改定に伴い、減額補正するものであります。

次の説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましては、事業費の減額に伴い、県負担金を減額補正するものであります。

次の2節児童福祉費負担金の説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費の減額に伴い、県負担金を減額補正するものであります。

16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、事業費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

次の説明欄、地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金は、公募により施設整備法人は決定しておりますが、工期等の関係により年度内の整備完了が困難であることから、次年度改めて申請するため、今年度においては減額補正するものであります。

次の説明欄、地域医療介護総合確保基金開設準備交付金も地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金と同様の理由から減額補正するものであります。

次の説明欄、重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）は、はつらつセンター委託事業費の委託料及び職員課所管の職員人件費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

次の2節児童福祉費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業費の増額に伴い、県補助金を増額補正するものであります。

次の説明欄、子どものための教育・保育給付交付金につきましては、子どものための教育・保育給付金の減額に伴い、交付金を減額補正するものであります。

次の説明欄、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業等の実施が当初の見込みより多かったため増額補正するものであります。

58、59ページをお開きください。17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の説明欄、上から4行目、墓園管理基金利子につきましては墓園管理基金の利子が確定したため減額補正するものであります。

次の説明欄、地域福祉基金利子につきましても地域福祉基金の利子が確定したため減額補正するものであります。

次の説明欄、子ども未来基金利子につきましても子ども未来基金利子が確定したため減額補正するものであります。

18款1項3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、社会福祉振興寄附金が当初の見込みを上回ることから増額補正するものであります。

60、61ページをお開きください。2節児童福祉費寄附金の説明欄、児童福祉費寄附金につきましては、寄附金の受入れがあったため増額補正するものであります。

19款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金の説明欄、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、令和3年度に後期高齢者医療特別会計に繰り出した人件費繰出金等について額の改定に伴い、一般会計に戻し入れる必要が生じたので、増額補正するものであります。

次の3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の説明欄、介護保険特別会計繰入金（重層的支援体制整備事業繰入金）につきましては、はつらつセンター委託事業の委託料及び職員課所管の職員人件費の増加に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を減額補正するものであります。

62、63ページをお開きください。19款2項23目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金、1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の説明欄につきましては、80、81ページの介護施設等感染症対策事業費補助金（高齢介護課）の減額に伴い、基金からの繰入れを減額補正するものであります。

ます。

21款3項1目民生費貸付金元利収入、1節社会福祉費貸付金元利収入の説明欄、災害援護資金貸付金元利収入につきましては、令和元年度貸付分の繰上償還があったことから、増額補正するものであります。

21款5項4目雑入についてご説明いたします。64、65ページをお開きください。説明欄上から3行目、栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険年金課）、長寿・健康増進推進事業交付金〔歯科健診〕につきましては、広域連合における交付金の交付基準が見直されたことに伴い、歯科健診に要する経費の一部が対象となるため増額補正するものであります。

次の保育所職員給食費等（保育課）につきましては、公立園で行う予定であった遠足の参加者の負担金であります。遠足につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となったため減額補正するものであります。

続きまして、繰越明許の所管関係部分についてご説明申し上げますので、8ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）になります。3款2項児童福祉費、学童保育施設整備事業につきましては、大平西小学校敷地内で今年度実施設計を行っている（仮称）大平西子どもの家2号館整備について、埋蔵文化財の調査を行う予定でありましたが、小学校との協議の結果、児童や利用者の安全及び利便性の確保のため、令和5年度に予定している建設工事と関連して実施したいということから繰越しをするものであります。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費であり、令和4年度中の個別接種に係る費用の一部が令和5年度で請求、支払いとなるため次年度に繰り越すものです。

以上で歳入の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 89ページ、予防費の中の新型コロナウイルス感染症基金の積立てが1億9,000万円あるのですけれども、これは寄附が上回ったから1億9,000万円積み立てるということなのですが、こんなに寄附があったのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 佐藤健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室長（佐藤正実君） まずふるさと応援寄附金、こちらにつきましては1億7,300万円ほどの寄附があったと。そのほかに昨年度のふるさと応援寄附金で未済の積立て分が1,100万円、それと令和3年度、昨年ですね、コロナ基金を充当していた事業の関係で清算した結果530万円ほどの繰戻し分があるということで、合計で1億9,000万円ほどの補正の増額となりました。

以上でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ふるさと応援寄附金は、つまり令和4年度でいけば1億7,300万円あったと。実際あったのですか。

○委員長（白石幹男君） 佐藤健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室長（佐藤正実君） 今年度の見込みとして1億7,300万円ほどということで、総合政策課のほうからの提供はいただいているというような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 91ページで、クリーンプラザ管理運営委託事業費ということで、搬入ごみの減少と、スラグが売れたということなのですか。あと、最終処分費が減ったということなのですか。でも、ごみ量が減っているということでもよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 搬入のごみ量が減っているということと、あとスラグの需要が回復したためにごみの最終処分量、委託でこれを処分していますけれども、その処分量がスラグに回った分減ったということで、費用の減額ということになります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ごみ搬入量の減少というのは、ごみが減ったら管理運営費も減らしますよという契約をしていると思うのですけれども、そこの部分で減ったというわけではなく、ある程度変動幅がですね。ではなくて、最終処分に回るお金が回らなかったから、これだけ減ったということでもよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 両方です。搬入量が減って、委託料で減る分と、最終処分場のほうに払う最終処分の委託料が減ったと、2つの要因でございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 大まかでいいので、金額を教えてください。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） 管理運営委託料として3,724万2,000円、最終処分業務委託料として4,161万9,000円、合わせて7,886万1,000円の減ということでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 53ページに廃棄物処理手数料ということで、これが直搬ごみが減ったから4,400万円入る予定だったのだけれども、結局は入らなかったと、そういうふうな認識でよろしいのですか。

○委員長（白石幹男君） 糸井クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（糸井孝王君） こちらは直接持込みの処理手数料になりますが、そうですね、直接持ち込まれる量が減ったための減額となります。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それでは、同じ53ページの上のほうで永代使用料ということで4,300万円入ることなののですが、何基使用開始されたということなののでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今回提供いたしました9種墓地が24万円という見込みなのですが、これが180基供用開始になるという見込みでございます。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これからもまだ続いていくということで、大体これ何%ぐらい開始されたのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） これは予算で見込みなのですが、200基を増設しまして今決まっているところは160基程度決まっているというような状況でございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 81ページのはつらつセンター委託事業費、これは休止がかなりあったということなのですが、400万円の減額ということなのですが、その状況をちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（白石幹男君） 江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） お答え申し上げます。

新規の見込みとして12自治会考えておりましたが、見込みよりも7つ少ない状況ということと、あと前年度で休止という自治会については5自治会あったということでございます。

○委員長（白石幹男君） 青木委員。

○委員（青木一男君） コロナ禍の影響というのがすごく大きいのかなと思うのですが、今後こういった、休止してまた立ち上げるというのは難しいかと思うのですが、行政側としてはどのような指導を行っていくのかお聞きしたいと思います。

○委員長（白石幹男君） 江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりコロナの影響ということで、通いの場という、このはつらつセンターの活動は若干停滞したということは事実だと認識しております。包括支援センターは各総合支所にございまして、地域の活動に関わっておりますので、介護予防の教室等、そういった活動の場で職員が地域の住民の方と直接コミュニケーションを取っておりますので、あらゆる機会を通して、はつらつセンターの再開とか、新規立ち上げとか、そういった取組を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（白石幹男君） いいですか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ただいま執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第14、議案第12号 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） たいまご上程いただきました議案第12号 令和4年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の15ページをお開きください。令和4年度栃木市国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,128万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億9,345万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、138、139ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額440万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては職員課所管となりますが、職員の給料、職員手当等について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

140、141ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

142、143ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましても補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものでございます。

144、145ページをお開きください。3款3項1目一般被保険者介護納付金分につきましても補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

次に、146、147ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額9,388万5,000円の減額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金及び預金利子を保険財政調整基金に積み立てるため、12月に増額補正いたしました。が、保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金の減額、一般被保険者過誤納還付金の増額に伴いまして、保険財政調整基金への積立金を減額補正するものであります。

148、149ページをお開きください。8款1項1目一般被保険者保険税還付金、補正額700万円の増額であります。説明欄、一般被保険者過誤納還付金につきましては、資格喪失による減額、所得更正による保険料の減額等から過誤納還付金に不足が生じると見込まれるため増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、136、137ページにお戻りください。7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額8,175万3,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰

入金（保険税軽減分）につきましては低所得者の保険税軽減分に対する繰入れでありまして、次の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）については国保財政安定化を図るため、低所得者の人数に応じて繰入れするものであります。それぞれ額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

2節その他一般会計繰入金、補正額953万2,000円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金について減額補正するものであります。

次の未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児に対する均等割保険税軽減分に対する繰入れであります。額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第12号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第15、議案第13号 令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田保険年金課長。

○保険年金課長（島田林治君） たいまご上程いただきました議案第13号 令和4年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の19ページをお開きください。令和4年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,623万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,571万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、162、163ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額250万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の手当等について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

164、165ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額4,403万円の減額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担額が確定したため、不用額を減額補正するものであります。

166、167ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費につきましては、補正はありませんが、歳入におきまして後期高齢者医療長寿・健康増進推進交付金が増額されることから、一般会計からの保健事業費繰入金を減額する必要が生じたことに伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。ともに特定財源でありますことから、補正予算書の表記はその他ゼロ円となっております。

次に、168、169ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額1,029万3,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、令和3年度に一般会計より繰り入れた人件費繰入金等について決算額の確定に伴い、一般会計に返還するため増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、160、161ページにお戻りください。4款1項1目1節事業費繰入金、補正額350万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金を減額補正するものであります。

次の保健事業費繰入金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療長寿・健康増進推進交付金が増額されるため、一般会計からの保健事業費繰入金を減額補正するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額4,403万円の減額であります。説明欄、保険基盤安定

繰入金につきましては、保険基盤安定制度負担金額が確定したため、不用額を減額補正するものがあります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額1,029万3,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和3年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、6款4項4目2節雑入、補正額100万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療長寿・健康増進推進交付金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの交付金であります。交付基準が見直されたことに伴いまして、増額された分を増額補正するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

なお、委員の皆様申し上げます。ただいま執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第16、議案第14号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） ただいまご上程いただきました議案第14号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の23ページをお開き願います。令和4年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,432万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億8,487万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の184ページ、185ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、職員人件費並びに次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与等及び同負担金について不足額が見込まれるため補正をするものであります。

続きまして、186ページ、187ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、800万円を減額するものであります。説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、同款内他項の介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費に不足が見込まれるため、同一款内での調整を行い、地域密着型サービス給付費を減額補正するものです。

続きまして、188ページ、189ページをお開きください。2款2項1目介護予防サービス給付費は、600万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス給付費は、要支援の利用者が当初見込みを上回ることにより、不足額が見込まれるため、同一款内の地域密着型介護サービス給付費との調整を行い、増額補正をするものです。

2款2項7目介護予防サービス計画給付費は、200万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス計画給付費はケアプラン作成に対する報酬が当初見込みを上回ることにより、不足が見込まれるため同一款内他項の地域密着型サービス給付費との調整を行い、増額補正とするものです。

続きまして、190ページ、191ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金は、2億2,169万9,000円を増額するものであります。説明欄、介護給付準備基金積立金は、介護給付準備基金積立金の額が当初見込みを上回ることから増額補正したいというものです。

続きまして、192ページ、193ページをお開きください。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問・通所・生活支援事業）は、628万2,000円の減額であります。説明欄1行目、訪問型サービス事業費は、指定事業所による訪問型サービスの利用者が当初の見込みを上回ったため、国保連合会へ支払う訪問型サービス負担金を増額するものであります。

同じく説明欄2行目、通所型サービス事業費は、短期集中通所型サービス事業業務委託について、試行的に実施したサービスの実施方法の見直しが整わなかったため減額するものであります。

5款1項2目介護予防・生活支援サービス事業費（介護予防支援事業）は、100万円の減額であります。説明欄、介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防ケアマネジメントの利用者が当初見込みを下回ったため、国保連合会へ支払う負担金が減額するものであります。

194ページ、195ページをお開きください。5款3項1目任意事業費は、144万円の減額であります。説明欄、在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、成年後見人等の借金について利用が当初見込みを下回ったため報償額を減額するものであります。

196ページ、197ページを御覧ください。7款2項1目他会計繰出金は、265万5,000円の減額であります。説明欄、一般会計繰出金（地域包括ケア推進課）は、先ほど一般会計の補正予算の際にご説明申し上げましたはつらつセンター業務委託料及び職員課所管の職員人件費の減額に伴い、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金の減額が見込まれるため減額するものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、補正予算書180ページ、181ページをお開きください。4款2項1目調整交付金は、36万4,000円の減額であります。説明欄、総合事業は総合事業の減額に伴い、国の調整交付金を減額するものであります。

4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、145万6,000円の減額であります。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、国の交付金を減額するものであります。

4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、55万4,000円の減額であります。説明欄、現年度分は地域支援事業の任意事業の減額に伴い、国の交付金を減額するものであります。

5款1項2目地域支援事業支援交付金は、304万6,000円の減額であります。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の交付金を減額するものであります。

6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、91万1,000円の減額であります。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、県の交付金を減額するものであります。

6款3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、27万8,000円の減額であります。説明欄、現年度分は地域支援事業費の任意事業の減額に伴い、県の交付金を減額するものであります。

9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、91万1,000円の減額であります。説明欄、現年度分は総合事業の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

す。

9款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、27万7,000円の減額であります。説明欄、現年度分は地域支援事業の任意事業の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、職員給与費等繰入金は3,600万円を減額するものであります。説明欄、職員給与費等繰入金は職員給与の減額に伴い、職員給与繰入金を減額補正したいというものであります。

続きまして、182ページ、183ページをお開きください。10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金は2億1,811万9,000円を増額するものであります。前年度繰越金が見込みより増額となるため増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 191ページで、基金積立てが2億2,000万円あるということ、これはどういった背景でこの額になったのでしょうか。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 通常基金の積立金というものは第8期のちょうど中間期に当たりますので、基金を積み立てられない状況が一般的なところであります。ただ、令和元年度からコロナによる給付費の減というのがありまして、入所については、そこで生活をしているので、それほど大きな変動というものはないのですけれども、通所サービス系において、どうしてもクラスター等が発生すると1週間、2週間サービスを停止したりということで、給付の請求等がなくなっていくというような部分もこの一、二年、感染拡大に応じて上下するような状態でありました。そういったことがありまして、中間年度の令和4年度につきましては、本来積立金はなかなかできないところではありますが、積立てができるような、逆を言えば給付費の伸びが見込みよりそれほど大きくなかったというふうに考えております。令和4年度につきましては、そのような見込みと考えております。

○委員長（白石幹男君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 料金改定は今年度やりましたよね。今年度のやつだよね。今年度やっていなかったっけ、昨年度でしたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 令和4年度ではないのだ。ある意味お金が余る状態なのかなというふう
に思うのですが、保険料を算定するときに介護保険分と違ってありますけれども、その割合
を調整するとか、ここではないのでしたっけ、保険料の、でやるのですか。そのような調整とかも
ちょっと考えなければいけないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 委員おっしゃるとおり積立金が多くなってくるとどうい
う状況が起
こりますかという、皆さんから集めた保険料よりも給付額が少ない、保険料の取り過ぎではない
かというようなことになるかと思えます。当然3年間をスパンで計画を立てておりますので、その
中で突発的な、今回でいいますとコロナによる減少というものは最初から見込めておるものではな
かったもので、余剰金といいますか、繰越金の増が発生しているかと思えます。第9期計画を来年度
から策定いたします。その中で第9期計画、令和6年度から6、7、8の3年度の計画になりますが、
そのときに保険料を算定します。そのときに繰り入れられる積立金が多ければ、皆さんの保険
料をなるべくその積立金を投入することによって増を抑えるというような形で、皆様のご負担にな
らないような形で積立金を使用してまいりたいと思えますので、そういった考えでおるとい
うところでございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第14号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（白石幹男君） 次に、日程第17、議案第15号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） ただいまご上程いただきました議案第15号 令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の27ページをお開きください。令和4年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,720万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、210ページ、211ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画委託費は、400万円の減額であります。説明欄、介護予防サービス計画委託費は、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防サービス計画委託料が当初見込みを下回ったため減額するものであります。

恐れ入りますが、212ページ、213ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、100万円の減額であります。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費は、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント委託料が当初見込みを下回ったため減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、208ページ、209ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、400万円の減額であります。歳出の委託費の減額に対応し、事業費収入を減額するものであります。

1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入は100万円の減額であります。歳出の委託費の減額に対応し、事業費収入を減額するものであります。

以上をもちまして、令和4年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白石幹男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） どこだっていいのですけれども、211ページにしておきましょうか。介護予防の部分の計画費が減るということは、それだけ使わなかった、計画を立てる人が減ったというふうに捉えるのが普通なのかなと思うのですけれども、その要因というものは何なのでしょう。例えば先ほどの事業、ヘルパーとかというのは介護事業所が閉鎖されると減るというのはすぐ分かるのですけれども、予測から減っているというのはどういう要因なのでしょう。

○委員長（白石幹男君） 江面地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（江面健太郎君） エビデンスがあるわけではございませんが、一般論としてやはりコロナ禍におきまして、通常の要支援1、2の方のサービスというものが認定は受けたとしても計画に結びつかない、サービス利用を控えているというのもコロナの影響も多少あるものというふうに認識しているところでございます。

○委員長（白石幹男君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（白石幹男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（白石幹男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時57分）